

令和7年度からの多子世帯に対する授業料無償化について(申請期間延長)

◆令和7年4月より、子どもみらい戦略に基づき多子世帯の学生等に対して、授業料を国が定めた一定額（上限70万円/年額）まで減額・免除する制度が始まりました。

本学では、今年度より支援対象となる学生の増加と申請機会の確保の観点から、申請期間を延長いたします。

下記の内容をご確認いただき、該当する学生は、期日までに申請をしてください。

私立大学の場合、上限額は70万円（年間）と定められており、授業料の差額や授業料以外の費用（設備費や諸費等）は、納入していただく必要がありますのでご注意ください。

<高等教育の修学支援制度>

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

◆対象者

生計維持者（原則父母）の扶養する子どもが3人以上、かつ学生本人が生計維持者に扶養されていること

※確定済の前年以前の住民税課税情報により判定されます。

【例】・2025年春の手続期間に申込する場合：2023年12月31日時点の住民税の課税情報

・2025年秋の手続期間に申込する場合：2024年12月31日時点の住民税の課税情報

※生計維持者の配偶者（例：学生の母）や親（祖父、祖母）は、扶養していても数に含めません。

※個別の事象については、奨学金担当までお問合せください。

※学力基準・入学時期による基準もあります。日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育の修学支援制度）と同じ基準となりますので、詳細は機構のHPをご確認ください。

<日本学生支援機構 給付奨学金（返済不要）>

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

◆申込時期・手続について

高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構 給付奨学金・ならびに授業料減免申請）を所定の期間内にお申込みください。

2025年春の申請受付期間は、下記の通りです（申請期間を延長しています）。

※受付の最終期日は**6月16日（月）**ですが、**お早めに申請してください。**

受付期間	採用結果	授業料減免費の交付（還付）
インターネット（スカラネット）入力・ 機構への書類郵送・大学へ書類提出	（不備なく順調に推薦が進んだ場合）	（多子世帯と認定をうけた場合）
～2025年5月20日（火）	7月上旬に判明	2025年10月末予定※
～2025年6月16日（月）	8月上旬に判明	

申込書類の配布や手続き詳細については、学生支援課奨学金担当までお問合せください。
インターネット入力・書類提出を経て、不備がなければ大学から日本学生支援機構へ推薦をします。
大学学費については、所定の期日までに先に納入をお願いいたします。

※多子世帯として採用となった場合は、減免相当額を学生本人口座へ後日還付振込いたします。

【学生支援課】